

中野区における指定校変更の承認に関する基準

◇新1年生・転入時における指定校変更(中野区内での学校の変更を希望する場合)

(令和2年度児童・生徒用)

申請の理由		申請できる範囲		申請に必要なもの	備考
		小学校	中学校		
健康への配慮から必要な場合	1	身体に障害のある方や病弱等健康上の理由から、通学に配慮が必要と認められる場合		○ ○	□診断書(写) 特別支援学級は除きます。
通学への配慮から必要な場合	2	幹線道路・踏切りを回避するなど、通学の安全確保を配慮する必要がある場合		○ ×	地図及び状況を確認します。
	3	通学距離が指定校より近い場合		○ ×	距離が明確に違うか、地図及び状況を確認します。
家庭の事情への配慮から必要な場合	4	保護者の勤務先が近くにある、又は通学途中にある場合		○ ×	□勤務証明書(写) □営業許可証(写) 勤務先が希望校の学区内にあることが必要となります。
	5	家庭の事情から、第三者の協力を必要とする場合		○ ○	□預かり証明書 □保護者の就労証明等 □第三者の住所が確認できるもの 第三者の居住地が希望校の学区内にあることが必要となります。
	6	在学中の兄姉に指定校変更を認めており、保護者及び当該児童・生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合(※新1年生のみ該当)		○ ○	兄姉の在籍を確認します。
	7	転居予定又は一時的な転居の場合		○ ○	□賃貸借契約書(写) □建築請負契約書(写) (住所・入居予定日が確認できるもの)
学校生活への配慮から必要な場合	8	児童・生徒の性格や交友関係を考慮して必要と認められる場合 ※お子さんの性格や具体的な交友関係を確認し、いじめ等の理由で深刻な悩みを持っている場合など、学校生活を送るうえで特段に配慮すべき事情があると認められる場合にのみ指定校変更を承認しています。単に「仲の良い友人が行くから」「相性の良くない子と違う学校に行きたいから」という理由では変更を認めません。		○ ○	※相談内容により、小学校等に状況を確認します。
教育面で特に必要な場合	9	その他特別な事情から、教育委員会が必要と認める場合		○ ○	個々の状況確認を行い対応します。
学校再編計画に伴う特例	10	①鷺宮小、西中野小の統合に伴う特例 ②第四中、第八中の統合に伴う特例(校舎の位置変更に伴う取扱いを含む)		- -	※詳細については、お問い合わせください。

- 【備考】
1. 認可期間は、必要とする事由等に応じて、個別に決定します。
 2. 上記以外にも、状況を確認できる書類が必要になる場合があります。
 3. 自転車を通学の交通手段として利用することはできません。

中野区における区域外就学の承認に関する基準

◇新1年生における区域外就学(区外から中野区立小・中学校の就学を希望する場合)

(令和2年度児童・生徒用)

申請の理由		申請できる範囲		申請に必要なもの	備考	
		小学校	中学校			
家庭の事情への配慮から必要な場合	1	在学中の兄姉に指定校変更を認めており、保護者及び当該児童・生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合(※新1年生のみ該当)	○	○	<input type="checkbox"/> 住所地の就学通知書 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員・続柄入り)	兄姉の在籍を確認します。
教育面で特に必要な場合	2	その他特別な事情から、教育委員会が必要と認める場合	○	○	<input type="checkbox"/> 住所地の就学通知書 <input type="checkbox"/> 住民票(世帯全員・続柄入り)	個々の状況確認を行い対応します。

- 【備考】
1. 認可期間は、必要とする事由等に応じて、個別に決定します。
 2. 上記以外にも、状況を確認できる書類が必要になる場合があります。
 3. 自転車を通学の交通手段として利用することはできません。
 4. 通学への配慮(距離・安全)のみの理由による申請は承認基準に該当しません。